

広島県告示第三百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十五年四月十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年四月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四三三号	山県郡北広島町志路原字樋佐毛九九八番一地从先から 山県郡北広島町志路原字門出一〇〇七番一地从先まで 山県郡北広島町志路原字門出一〇二九番一地从先から 山県郡北広島町志路原字落合七一〇番五地从先まで	平成二十五年四月四日